

産商商第210号

平成15年10月23日

京都機械工具株式会社
代表取締役社長 宇城 邦英 様

京都市長 榎 本 頼 兼

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成15年2月28日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングセンタートバポ
京都市伏見区下鳥羽長田町40番地

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成11年通商産業省告示第375号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

今後は、法第10条に規定するところにより、また、周辺の状況や経済状況などの変化に伴い新たな問題が生ずる場合にあっては、周辺の地域の生活環境の保持について適正な配慮を行い、当該大規模小売店舗を維持及び運営するよう留意することが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、24時間の自動車類の交通量が平日67,940台、休日60,785台（平成11年度道路交通センサス、観測地点番号1011(伏見区下鳥羽北ノ口町)）である一般国道1号に面しており、都市計画上の準工業地域に立地している。

周辺の地域の状況は、北側に府道伏見向日町線（丹波橋通）を隔てて共同住宅及び駐車場が位置しているほか、東側には、工場、低層住宅及び寺院等が、南側には道路を隔てて工場が、西側には、道路を隔てて事業所、店舗等が立地している。

また、当該商業施設は、出店者である株式会社西友下鳥羽店、株式会社アサヒプラザ下鳥羽店及び株式会社ブックス新京都の独立した3棟の店舗から構成されており、この3店舗が駐車場（4か所）を共用していることから、「一の建物」に該当している。今回の主な変更内容である株式会社西友下鳥羽店及び株式会社アサヒプラザ下鳥羽店の営業時間の延長に伴い、既存店の株式会社ブックス新京都を含めた届出を行ったことにより、法の上では、店舗面積の増加等が生じているが、実質的な増床ではない。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、店舗前に若者がたむろすること、通学時の荷さばき施設への車両の進入に係る交通安全対策及び夜間駐車禁止区域ラインに対する質疑が交わされた。

3 意見書

法第8条第2項の規定により出された意見はなかった。

4 市の見解

今回の変更計画のうち、出店者の一つである株式会社ブックス新京都が増えることについて、店舗面積の増加や駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物保管施設の位置が変更すること及び収容台数、面積、容量が増加すること並びに駐車場利用時間帯が変更になることを除く営業時間などの施設の運営の変更を生じることとなるが、この店舗は変更前から存在していた店舗であることから、いずれも実質的な変更を伴っていないので、周辺の地域の生活や事業活動に影響を及ぼさない。

したがって、今回の変更計画における、指針に掲げる事項との関連では、株式会社西友下鳥羽店及び株式会社アサヒプラザ下鳥羽店の営業時間の延長等について、一日あたりの総来客数が増加し、駐車場利用者や自転車等による来店客が増加すること、廃棄物等の排出量が増加すること及び等価騒音レベル及び夜間の最大値の値が高くなることが予想される。

駐車場の利用者の増加について提出された営業実績から、また、株式会社ブックス新京都のみが営業している時間帯についてブックス新京都駐車場だけでなく第1駐車場の一部を使用することから、いずれも収容台数に不足が生じる恐れは少ないと判断される。

駐輪場の利用者の増加について、京都市自転車等放置防止条例に基づく付置義務台数を上回る台数が確保されており、提出された営業実績から収容台数に不足は生じないと判断される。

廃棄物等の排出量の増加については、現状の排出量及び予測によれば、現在の保管施設容量により対応可能であると判断される。

等価騒音レベルの値が高くなることについて、変更に伴う等価騒音レベルの予測は昼間の時間帯で最大58.7dB、夜間の時間帯で最大44.3dBであり、ともに規制基準値以下であること、室外機等の増設や位置の変更がないこと及び夜間の騒音レベルの最大値について、夜間の時間帯は株式会社ブックス新京都駐車場以外は第1駐車場のみの利用としたうえ、その駐車場の東側の低層住居に隣接している区域について夜間駐車禁止区域としており、その結果、最大値は49.3dBと規制基準値以下に収まっていることから、いずれも周辺の地域の生活や事業活動に与える影響は少ないと判断される。

なお、京都市大規模小売店舗立地審議会委員から、株式会社アサヒプラザ下鳥羽店が早朝営業を行う際、駐車場への来店客車両から発生する騒音が東側の低層住宅に影響を及ぼさないかという懸念が出された。万一、こうした事態が発生した場合、届出者によっては、早朝の時間帯における店舗の運営について、出入口の運用など来店客車両から発生する騒音の軽減に努められることが望まれる。